

17. 常滑市

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
及び自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート（回答）

平成21年10月30日（金）
常滑市

陳情事項

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

③税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答

【1】

①住民の福祉の増進を基本に、医療・介護・福祉などの社会保障施策において、自治体として必要な事業の充実に努めています。

②市独自で継続する財政的な余力はとてもないので、国に対して制度継続の要望に努めます。

③現在のところ、行政サービス制限条例を導入する予定はありません。

【2】

①第1号被保険者の保険料については、能力に応じた負担を求めるという観点から、国が示している段階のうちの8段階を採用しており、低所得者の負担は軽減されていると考えています。

②高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人の軽減、境界層の取扱いにより実施しています。また、医療費と介護サービス費の両方を負担する世帯に対して高額医療・高額介護合算制度が本年度8月より新設されました。

③ア. 認定基準の範囲内で利用者不在の認定にならないように努めています。4月からの新規認定者については、認定期間が半年であり10月以降に更新時期を迎えるため、新基準による更新となります。

イ. 常滑市地域包括支援センターが「高齢者福祉サービスガイドBOOK」を発行しており、窓口などで必要な人に配布しています。なお、新基準の認定に対する説明書はありません。

ウ. 認定調査員には、国が開催した説明会の受講をしていただきました。また、介護従事者の会議などで説明や研修を実施していくので、現場の混乱はおきないと考えています。

④介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設の施設整備については、県の計画に沿って基盤整備がされています。

また、常滑市の第4期計画において、小規模特別養護老人ホームの建設を計画しています。助成制

陳情事項	回答
⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	度については考えていません。
(2) 高齢者福祉施策の充実について	⑤介護従事者については、厳しい労働環境などから離職率が高くなっています。そのため、平成20年5月28日の通常国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の待遇改善に関する法律」が成立し、今年度の介護報酬改定により待遇改善がなされたと理解しています。 独自の支援は現在のところは考えていません。
①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。	①料金を引き上げることなく今後も実施していきたいと考えています。月～金曜日（祝日・盆・年末年始を除く）の夕食の配達を実施しています。土・日曜日等が必要な方には業者を紹介しています。 会食（ふれあい）方式は、他の事業（通所介護予防事業、社会福祉協議会お達者クラブ・語ろう会等）で行われています。
②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。 ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援	②ア. 現在のところ考えておりません。現在市職員による常滑市公共交通庁内検討会で検討中です。
イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充	イ. 市老人憩いの家26施設には、運営管理委託料で助成し各地区で高齢者が集う場所となっています。また、社会福祉協議会を通じて、お達者クラブ・サロンで仲間づくり、健康維持・増進の活動を、また社会福祉協議会が地域のふれあい活動団体に助成を行っています。
(3) 障がい者控除の認定について	①平成15年1月から65歳以上で身体障害者手帳の交付がない方も、申請に基づき身体や精神に障がいがあり、障がいに準ずる者として、介護保険の要介護認定状況で認定を受ければ障がい者控除の対象となります。すべての要介護認定者ではなく、介護認定の主治医意見書の状況で対象とされています。
②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	②平成21年8月末の要支援・要介護認定者は1,822名です。現在のところ要介護認定者すべてに申請書・認定書を郵送する予定はなく、申請に基づいて必要な方に交付いたします。申請は郵送でも可能とし、交付は郵送いたします。 また、周知方法については、税の申告時期に広報紙への掲載、ケアマネ会議での情報提供や関係施設への文書配布など、効果的な周知に努めます。
2. 高齢者医療などの充実について	①県の補助事業でもあり、県の動向を見守りたい。現在、市単独でひとり暮らし非課税者を対象に補助をしています。
①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。	

陳情事項	回答
②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。	②市独自で助成する予定はありません。
③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。	③広域連合は資格証明書の対象は保険料を納付する資力が十分ありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している人であるとしています。
④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。	④県の補助事業でもあり、県の動向を見守りたい。
⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。	⑤今のところ助成制度を設ける予定はありません。
3. 子育て支援について	
①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。	①現在常滑市では、小学校3年生まで現物給付しています。20年4月に拡大したところであり、当面、現行のとおり実施していきます。
②妊娠婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。	②平成21年度から産前14回、産後1回の助成、超音波検査は35歳以上の方について1回助成しています。22年度以降についても、引き続き、県内広域で受診できるように県内各市町と歩調を合わせ助成していく予定です。
③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。	③今のところ助成制度を設ける予定はありません。
④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。	④就学援助については、生活保護世帯である要保護児童生徒のほか、生活保護法の要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる準要保護児童生徒を対象としています。準要保護児童生徒のうち、所得調査を要する世帯は生活保護基準額の1.3倍を基本に認定の判断を行っています。申請の受付については、児童生徒の状況を把握している学校が保護者との密接な関わりをもちながら対応していく必要があるため、学校を受付窓口としており、今後も引き続き学校で対応していくと考えています。
4. 国保の改善について	
①保険料（税）について ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。	①ア保険税は低所得者への制度として、所得に応じて7割、5割、2割の軽減制度があり、現在の減免制度を拡充する予定はありません。

陳情事項	回答
イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。	イ. 本市の国民健康保険税は、被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とすることとなっており、一部の被保険者の均等割のみ対象から外すことは考えておりません。
ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。	ウ. 現在のところ、新たな減免制度を設ける予定はありません。
エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	エ. 現在、本市では所得激減による減免制度は設けておりません。また、現在のところ、新たな減免制度を設ける予定はありません。
②保険料（税）滞納者への対応について	②ア. 資格証明書の交付は、国保税の収納率向上と被保険者間の負担の公平を図ることを目的としていますが、公費負担医療等の対象者のいる世帯と中学生以下の被保険者については資格証明書の交付対象から除外しております。また、特別な事情がある世帯には、その世帯の実情を把握し、むやみに資格証明書を交付するものではありません。なお、義務教育終了前の子どもについて、その世帯主と直接、事情等を聞かせていただくよう窓口交付の案内をいたしております。
イ. 保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。	イ. 保険税のお支払の意思を持って、分納していただいている世帯には、正規の保険証を交付しております。
ウ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。	ウ. 公平な税負担を図るため、それぞれの世帯の事情を考慮し、適切に対応してまいりたいと存じます。
③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。	③一部負担金の減免については、「常滑市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する取扱要綱」に基づいて実施し、制度の周知にも努めます。
5. 障がい者施策の充実について	
①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。	①国制度に則り制度を運用しており、現段階で市独自の軽減は考えておりません。
②市町村が行っている地域生活支援事業（移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等）の利用料をなくして下さい。	② 補装具の利用者負担軽減については国制度に則り運用しています。地域生活支援事業については、国制度に準じた利用者負担上限額を設定し運用しており、各利用料を総合した利用者負担軽減策について、移動支援事業・日中一時支援事業・訪問入浴サービスは設定しています。それ以外の日常生活用具は別に上限額を設けており、現段階では、総合した軽減策は考えておりません。

<p>陳 情 事 項</p> <p>③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。</p> <p>6. 健診事業について</p> <p>①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。</p> <p>②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。</p> <p>③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。</p> <p>7. 生活保護について</p> <p>①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。</p> <p>②愛知県通知（2008年12月11日）に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。</p> <p>③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。</p> <p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。</p> <p>②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。</p> <p>③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p> <p>④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください</p>	<p>回 答</p> <p>③県の補助事業によりグループホーム・ケアホームを運営する事業所を対象に、利用者数に応じた運営費の補助を実施しており、現段階では、市単独での運営費等補助は考えておりません。</p> <p>①歯周疾患検診は無料で行っています。特定健診については22年から無料にする方向で検討しています。がん検診については今後も一部負担金をお願いしていきます。特定健診は個別医療機関で実施しています。検診期間の拡大については、検討していきます。</p> <p>②今後も一部負担金をお願いしていきます。</p> <p>③現在、30・35・40・45・50・55歳の方は個別歯科医療機関で、60・70歳の方については集団検診で実施しています。今のところ、受診年齢を拡大する予定はありません。</p> <p>①生活保護制度を説明後、本人に生活保護申請の意志を確認し、申請書の提出を認めています。保護費の支給については、法定期間内に早急に受給できるよう努めていますが、福祉資金の借り入れにて対応をお願いしています。</p> <p>②稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否する様なことはしていません。</p> <p>③生活保護担当は、相談窓口等で個々の生活状況を聞き取り、国や県の生活保護制度の基準に基づき漏給防止・濫給防止に努めなければなりません。また、個々のケースに適切に対応していくためにも正規職員を早急に増員するよう努めます。</p> <p>【3】1. 2. 3</p> <p>陳情を受けてから市議会議長に提出し、受理後に全議員に写しを送付します。</p>
---	---

陳情事項
<p>さい。</p> <p>⑤消費税の引き上げは行わないでください。</p> <p>⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。</p> <p>⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。</p> <p>⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。</p>

回答

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。
- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。
- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行ないでください。
- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会（仮称）を設置してください。